

京都市墓地，埋葬等に関する法律施行細則

昭和 31 年 11 月 1 日

規則第 63 号(制定)

平成 6 年 3 月 31 日規則第 131 号

京都市墓地，埋葬等に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は，墓地，埋葬等に関する法律施行規則に定めるもののほか，墓地，埋葬等に関する法律(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 法第 10 条の規定による許可を受けようとする者は，墓地経営等許可申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地，納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の付近の見取図
- (2) 墓地の所在地又は納骨堂若しくは火葬場の敷地及び建物の図面(墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可にあっては，変更前及び変更後の図面)
- (3) 墓地の所在地又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(許可の決定等)

第 3 条 市長は，前条の申請があったときは，許可又は不許可を決定し，その旨を文書により通知する。

(氏名等の変更の届出)

第 4 条 墓地等の経営者は，その氏名又は住所(法人にあっては，名称，代表者名又は主たる事務所の所在地)を変更したときは，速やかに，その変更を証明する書類を添えて，書面により市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は，平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 11 月 26 日規則第 68 号)

この規則は，平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 4 日規則第 71 号)

この規則は，平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

別記様式(第 2 条関係)

墓地経営等許可申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
------------	-------



廃止予定年月 日	年 月 日
申請の理由	

注 1 該当する には，レ印を記入してください。

2 面積の欄には，納骨堂に係る申請にあつては建物のうち当該施設部分の床面積を，火葬場に係る申請にあつては当該施設の敷地の面積を記入してください。

3 構造の欄には，納骨堂又は火葬場に係る申請の場合のみ，建物の構造を記入してください。

4 変更に係る面積の欄には，墓地に係る申請にあつては変更部分の区域の敷地の面積を，納骨堂又は火葬場に係る申請にあつては変更部分の施設の床面積を記入してください。